

2019 年度明大法曹会予備試験答案練習会個別指導 A ゼミ

(予備試験最終合格の実力が認められる会員対象)

報 告 書

令和 2 年 3 月 2 2 日

担当講師：弁護士山下大輔

個別指導 A ゼミの実施状況について、以下のとおり報告致します。

	実施日	出席者	題材	受講生の理解度（概要）
第 1 回	R1/12/27	(計 3 名) 現役、卒業生	① 予 備 試 験 H28 刑事実務	①実務基礎科目特有の論じるべき順番，事務津基礎科目といえども刑法・刑事訴訟法の基本理論を丁寧に論述する必要があることを指摘した。
第 2 回	R2/1/8	(計 3 名) 現役、卒業生	① 予 備 試 験 H25 刑事実務 ②法曹倫理演習問題（抜き打ち） ③ 予 備 試 験 R1 民事実務	①事実認定における反対可能性の検討は不十分ではあるが，考える姿勢は身につけていた。 ②当然あまり勉強していない分野であるが，「わからない」の一言で済ませるのではなく，感覚論でも良いので結論を出し，理由を考えるように指摘した。 ③要件事実問題については，概ねよくできていた。事実認定問題については，問題文の事情を列挙するだけの答案が散見されたため，動かし難い事実が核として検討すべきことを指摘した。 ※学部の定期試験期間に入るため，定期試験終了後から次回以降のゼミを実施する。
第 3 回	R2/1/17	(計 3 名) 現役、卒業生	① 予 備 試 験 H30 行政法 ②旧司法試験 H14 憲法（抜き打ち）	①行政法になると相変わらず規範が抽象的になるので，考慮事項を規範化するよう指摘した。 ②旧司は憲法統治分野から抜き打ちで出題し，5分間で答案構成をさせた。まずどの条文が問題となるか質問すると，答えに窮する受講生がお

				り、統治の問題であっても、条文解釈の姿勢が重要であることを指摘した。問題を解く上で必要となる重要判例の知識は十分に備わっていた。
第4回	R2/2/12	(計3名) 現役、卒業生	①本試験憲法 H25 ②旧司法試験 H21 民法(抜き打ち)	①本試験のような長文問題を解かせると、受講生がいかにか憲法を理解していないかがよくわかる。表現の自己実現・自己統治の価値といった抽象的で金太郎飴的論述ではなく、本問のデモの自由がなぜ重要なのか、具体的事情を踏まえて検討する必要がある旨指摘した。 ②法律構成が全員異なっていたが、Sさんのみ正確に回答できていた。
第5回	R2/2/20	(計4名) 現役、卒業生	①予備試験民事実務 H25 ②予備試験民事実務 H26	①・②ともに、全体的な答案の出来は高かった。特に要件事実や民法の論点については、これ以上対策をする必要はない。Mさんは民事事実認定をまだ解いたことがないとのことで、動かし難い事実の種類や事実認定のプロセスについて説明した。
第6回	R2/2/27	(計5名) 現役、卒業生	①予備試験行政法 H24 ②予備試験行政法 H25 ③本試験 R1 行政法(抜き打ち)	①・②ともに、まだまだ具体的な規範を定立する姿勢が乏しい。小学生でも書ける問題文の書き写しにならないよう、法の趣旨目的や問題文の事情から具体的な規範を導かないと、法律論文にならない旨指摘した。 ③無効等確認訴訟は多くの受験生が勉強していない分野であるが、昨年本試験で出題されたため、講義形式で解説した。
第7回	R2/3/5	(計5名) 現役、卒業生	①本試験憲法 ②旧司法試験 H15 憲法(抜き打ち)	①前回執拗に具体的な規範を定立するよういったためか、自分なりに規範を定立して当てはめをする答案が多く見られた。 ②政党の問題は短答式の知識を利用すれば相当程度解答できるが、そもそも短答式の知識不足が散見された。短答式は暗記するだけでなく、論文知識にも生かせるように考えて解くことを指摘した。
補講①	R2/3/12	(計2名) 現役、卒業生	①予備試験 H28 刑事実務	事実認定・手続問題について、両名ともによくできていた。とくにMさんは刑法・刑事訴訟法の細かい知識部分にも触れることができていた。

		生		
補講②	R2/3/19	(計1名) 現役	① 予備試験 H25 刑事実務	勾留の判断要素・判断枠組みに難が見られた。また、いわゆるタブー論述(否認しているから罪証隠滅の虞ありなど)が見られたため、悪性格立証など、事実認定や勾留要件で書いてはいけない論述を注意した。

以上